

## 条 例 見 直 し 調 書

作成年度

平成 20 年度

条 例 名	職員の懲戒の手続及び効果に関する条例		
条 例 番 号	昭和 26 年神奈川県条例第 54 号	法 規 集	第 2 編第 7 章
所 管 部 局 室 課	総務部人事課		
条 例 の 概 要	地方公務員法第 29 条第 2 項及び第 4 項に基づき、職員の懲戒の手続及び効果に関し定めている。		
検 討	視 点	検 討 内 容	備 考
	必要性  （ 現在でも 必要な条 例か。 ）	地方公務員法第 29 条第 2 項及び第 4 項に基づき、職員の懲戒の手続及び効果に関し規定するものであり、必要な条例である。	
	有効性  （ 現行の内 容で課題 が解決で きるか。 ）	地方公務員法の規定に基づき、職員の懲戒の手続及び効果に関し、必要な事項を定めたものとして、現行の内容で有効に機能している。	懲戒処分の状況 H18 年度 67 名（全任命権者）
	効率性  （ 現行の内 容で効率 的といえ るか。 ）	地方公務員法の規定に基づき、職員の懲戒の手続及び効果に関し、給与の扱いや停職期間などを明確に定めたものであり、効率的である。	
	基本方針適合性  （ 県政の基 本的な方 針に適合 している か。 ）	地方公務員法の規定に基づき、職員の懲戒の手続及び効果について定めたものであり、県の基本方針と齟齬をきたすものではない。	
	適法性  （ 憲法、法令 に抵触し ないか。 ）	地方公務員法の規定に基づき、職員の懲戒の手続及び効果について定めたものであり、憲法、法令に抵触するものではない。	
	その他		
見 直 し 結 果	改正・廃止の必要はない。	理 由	特 記 事 項
	改正・廃止を検討する。	現行条例の適用上、特段課題は見受けられない。	
次回見直し予定	平成 25 年度	見直し規定の有無	有 <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/>